

令和6年10月23日招集

令和6年第6回琴浦町議会臨時会

【諸般の報告】

報告第11号 専決処分について（琴浦町国民健康保険条例の一部改正について）

報告第11号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
つぎのとおり専決したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

1 琴浦町国民健康保険条例の一部改正について

令和 6 年 1 0 月 2 3 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、
下記事件を別紙のとおり専決する。

記

琴浦町国民健康保険条例の一部改正について

令和 6 年 10 月 1 日

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 6 年琴浦町条例第37号

琴浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例

琴浦町国民健康保険条例(平成16年琴浦町条例第127号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(一部負担金) 第 4 条 略 2 被保険者は、往診又は歯科訪問診療の給付を受ける場合において、当該往診又は歯科訪問診療が「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第 1 第 2 章第 2 部第 1 節の往診料の<u>項注 6</u>又は別表第 2 第 2 章第 2 部の歯科訪問診療料の<u>項注11</u>の規定に該当するものであるときは、当該往診又は歯科訪問診療の給付に要する費用のうち当該往診又は歯科訪問診療がこれらの規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、第 1 項の規定にかかわらず、一部負担金を支払うことを要しない。	(一部負担金) 第 4 条 略 2 被保険者は、往診又は歯科訪問診療の給付を受ける場合において、当該往診又は歯科訪問診療が「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第 1 第 2 章第 2 部第 1 節の往診料の<u>項注 4</u>又は別表第 2 第 2 章第 2 部の歯科訪問診療料の<u>項注 7</u>の規定に該当するものであるときは、当該往診又は歯科訪問診療の給付に要する費用のうち当該往診又は歯科訪問診療がこれらの規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、第 1 項の規定にかかわらず、一部負担金を支払うことを要しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 6 年 6 月 1 日から適用する。